

# 有限会社の定款変更

## ◁問▷

有限会社は、有限会社法がなくなっても、新しい会社法に包含され、特例として存続できると聞いている。今までの会社定款はどのように変更すれば良いのか。

定款変更しなくても、整備法によって読み替えられる「みなし規定」との関連はどうなるのか。

## ▷答◁

### ◇特例有限会社の内容は株式会社

一八年五月一日から新しい会社法が施行され、旧有限会社法がなくなりました。今までの有限会社は、新会社法・整備法のもとで、「特例有限会社」に移行されました。

名称は今までどおり、有限会社を使用できますが、本体は、株式会社の内容に変わることになります。

### ◇みなされる定款の変更

従来の定款には有限会社の機能や用語が表示されていますが、整備法第五条の「みなし規定」によって、そのまま、株式会社

## 経営の散歩道

### 新会社法の対応 7 — ずばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授  
川中清司

1 しますと、次のとおりです。  
主な用語の変更

旧商法・有限会社法	会社法・整備法
出資	株式
社員・社員総会	株主・株主総会
出資者の名簿	株主名簿
利益の配当	剰余金の配当
営業年度	事業年度

2 定款に記載がないものとみなされるもの

- ・ 資本の総額
- ・ 出資一口の金額
- ・ 社員の氏名及び住所
- ・ 各社員の出資の口数

3 みなし規定が働かない場合

必要な場合があります。

現行の有限会社の定款に、次の定めがあれば、新会社法施行日（一八年五月一日）から原則六ヵ月以内に登記手続きが必要が必要です。

① 議決権の数、議決権の行使ができる事項に関する別段の定め  
例えば、出資口数にかかわら

ず、各社員は議決権を有する。

② 剰余金の配当に関する別段の定め

例えば、出資口数にかかわらず、各社員一律に金〇千円の利益配当をする。

③ 剰余財産の分配に関する別段の定め

例えば、出資口数にかかわらず、一律に金〇千円の剰余財産の分配をする。

### ◇定款変更の仕方

定款の変更は、株主総会を開いて、議題「新会社法施行に伴う定款変更の件」を上程し、新しい定款の承認を、議決を得て、議事録を作成します。

新しい定款の内容に変更するために、まず、前記1のように条文の中の用語を株式会社の内容語に変えます。

次に、前記2に示す内容の条文を削除します。

続いて、新たな条文として、次の内容を条文に盛り込みます。

① 発行可能株式総数

② 公告方法

定款に記載がないときは、官報で公告することとなります。

③ 株式の譲渡制限

# 有限会社 日専商事(仮称) 定款(ひな型)

## 第1章 総則

- (商号)  
第1条 当社は、有限会社日専商事と称する。
- (目的)  
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
- 1.
  - 2.
  - 3.
- (本店の所在地)  
第3条 当社は、本店を東京都千代田区神田駿河台0-0に置く。
- (広告方法)  
第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

- (発行可能株式総数)  
第5条 当社の発行可能株式総数は×××株とする。
- 注：1. 上記の株数は、資本の総額÷出資1口の金額で得た数値となります。  
2. 従来の「資本の総額」、「出資の口数及び1口の金額」の規定は削除します。
- (株式の譲渡制限)  
第6条 当社の株式を譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。  
ただし、当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては、株主総会が承認したものとみなす。
- (株主名簿記載事項の変更)  
第7条 当社の株式につき株主名簿記載事項の変更を請求するには、所定の請求書に株式取得者が記名押印し提出する。  
2 譲受以外の事由により株式を取得したときは、其の事由を称する書面も併せて提出する。
- (質権の登録及び信託財産の表示)  
第8条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求する場合には、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

## 第3章 株主総会

- (株主総会)  
第9条 当社は、毎事業年度末日の翌日の2ヶ月以内に定時総会を開催する。臨時総会は必要に応じ開催する。  
2 株主総会は社長が招集し、会日の5日前までに株主に対し通知を発する。
- (議長)  
第10条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当たる。
- (決議)  
第11条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の

議決権の過半数をもってこれを決する。

- (議決権)  
第12条 各株主は、1株につき1個の議決権を有する。
- (議事録)  
第13条 株主総会の議事は、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載し、議長及び出席した取締役が記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 役員

- (員数及び選任の方法)  
第14条 当社に取締役1名以上を置く。  
2 当社の取締役は、株主の中から選任する。ただし、必要あるときは株主以外のものから選任することができる。  
3 取締役の選任については、累積投票によらない。
- 注1：監査役を置く場合：「当社に取締役及び監査役1名以上を置く」、「当社の取締役及び監査役は、株主の中から選任する。ただし、必要あるときは株主以外のものから選任することができる」となり。
- 注2：役員任期：特例有限会社の役員(取締役、監査役)の任期は、旧有限会社法と同じで無期限です(整備法18条)。  
役員が退任するのは、辞任、死亡、解任、欠格事由の発生等ときだけです。

- (社長及び代表取締役)  
第15条 当社の取締役が2名以上いる場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。  
2 当社を代表する取締役は、社長とする。

- (報酬等)  
第16条 取締役の報酬、会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

- (事業年度)  
第17条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日迄の年1期とする。
- (剰余金の配当)  
第18条 株主に対する剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在の株主に株式数に応じて配当する。

## 第6章 付則

- (定款に定めのない事項)  
第19条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

- (2) 株主が譲渡を受けて取得す  
(1) 発行する全部の株式について、譲渡を受けて取得する場合は、会社の承認を要する。

定款に規定がない場合は、次の規定があるものとみなされま  
す(整備法九条)。  
「株式の譲渡には、株主総会の承認を受けること」株主が譲渡取得した場合は、株主総会が承認したものとみなす」という内容

- ④ 累積投票  
定款に定めがない場合は、累積投票による取締役の選任を請求できない、との定めがあるものとみなされます。